

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和4年8月30日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 ○6つ目	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省 食料産業局 品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が飲食料品製造業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03(6744)2397
2	P.5	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」 (2) 日本語能力水準 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 飲食料品製造業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は飲食料品製造業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準(試験区分) 「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」 (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は

